

北広島市水防計画

(素案)

令和4年 月

北 広 島 市

〔目 次〕

水防計画

第1章 総 則	- 1 -
第1節 目 的	- 1 -
第2節 用語の定義	- 1 -
第3節 水防の責任等	- 3 -
第2章 水防組織	- 7 -
第1節 水防組織	- 7 -
第2節 大規模氾濫減災協議会	- 8 -
第3章 重要水防箇所	- 0 -
第4章 予報及び警報	- 1 -
第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等	- 1 -
第2節 気象庁が行う予報及び警報等	- 1 -
第3節 洪水予報河川における洪水予報	- 4 -
第4節 水位周知河川における水位到達情報	- 7 -
第5節 水防警報	- 8 -
第5章 水位等の観測、通報及び公表	- 10 -
第1節 水位の観測、通報及び公表	- 10 -
第2節 雨量の観測及び通報	- 12 -
第6章 気象予報等の情報収集	- 13 -
第7章 通信連絡	- 15 -
第8章 水防施設及び輸送	- 16 -
第1節 水防倉庫及び水防資機材	- 16 -
第2節 輸送の確保	- 16 -
第9章 水防活動	- 17 -
第1節 市の水防配備	- 17 -
第2節 巡視及び警戒	- 18 -
第3節 水防作業	- 20 -
第4節 緊急通行	- 20 -
第5節 警戒区域の指定	- 20 -
第6節 避難のための立退き	- 21 -
第7節 決壊通報	- 21 -
第7節 水防配備の解除	- 22 -
第10章 水防信号、水防標識等	- 23 -
第1節 水防信号	- 23 -
第2節 水防標識	- 23 -
第3節 必要な土地に立ち入る場合の職員等の身分証票	- 24 -
第11章 協力及び応援	- 25 -
第12章 費用負担と公用負担	- 27 -
第1節 費用負担	- 27 -

第2節	公用負担	- 27 -
第13章	水防報告	- 29 -
第14章	水防訓練	- 32 -
第15章	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置	- 33 -
第16章	指定水防管理団体の水防計画	- 35 -

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、本市における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の意義は次のとおりである。

水 防 管 理 団 体	水防の責任を有する市町村をいう（法第2条第1項）。
指 定 水 防 管 理 団 体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。
水 防 管 理 者	水防管理団体である市町村長をいう（法第2条第2項）。
消 防 機 関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第3項）。
消 防 機 関 の 長	消防本部を置く市町村にあつては消防長をいう（法第2条第4項）。
水 防 団	法第6条に規定する水防団をいう。
量 水 標 管 理 者	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第6項、法第10条第3項）。
水 防 協 力 団 体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。（法第36条第1項）。
洪 水 予 報 河 川	国土交通大臣又は道知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は道知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

水 防 警 報	国土交通大臣又は道知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川等について、 国土交通大臣又は道知事が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう （法第2条第8項、法第16条）。
水 位 周 知 河 川	国土交通大臣又は道知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は道知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた水位に達したとき、水位又は流量を示して通知 及び 周知を行う（法第13条）。
水 位 周 知 下 水 道	都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知 及び 周知を行う（法第13条の2）
水 位 到 達 情 報	水位到達情報とは、水位周知河川又は水位周知下水道において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。
水 防 団 待 機 水 位 （ 通 報 水 位 ）	量水標の設置されている地点ごとに道知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項）。 水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。
氾 濫 注 意 水 位 （ 警 戒 水 位 ）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして道知事が定める水位（法第12条第2項に 規定される警戒水位 ）をいう。水防団の出動の目安となる水位。 量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
避 難 判 断 水 位	市長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位
氾 濫 危 険 水 位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
内 水 氾 濫 危 険 水 位	法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。
洪 水 特 別 警 戒 水 位	法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
雨 水 出 水 特 別 警 戒 水 位	法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は道知事が指定した区域をいう（法第14条）。
内水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）

第3節 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 北広島市（以下「市」という。）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第5条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (4) 水位の通報（法第12条第1項）
- (5) 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（法第13条の2第2項）
- (6) 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条の2）
- (7) 避難確保計画を作成していないよう配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- (8) 浸水被害軽減地区の指定・工事及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- (9) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- (10) 水防団及び消防本部等の出動準備又は出動（法第17条）
- (11) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- (12) 警戒区域の設定（法第21条）
- (13) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (14) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (15) 堤防決壊等の通報、決壊後の処置（法第25条、法第26条）

- (16) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- (17) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (18) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (19) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- (20) 水防協力団体の指定（法第36条）
- (21) 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- (22) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40）条
- (23) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- (24) (市防災会議（以下「防災会議」という。)) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（法第15条）

2 北海道（以下「道」という。）の責任

道内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第4項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- (4) 水防協議会の設置（法第8条第1項）
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- (6) 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (8) 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- (9) 洪水予報又は水位到達情報の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- (10) 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- (11) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- (12) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等を指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- (13) 水防信号の指定（法第20条）
- (14) 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- (15) 緊急時の水防管理者、消防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- (16) 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- (17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）

(18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第 48 条）

3 国土交通大臣（北海道開発局）の責任

- (1) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- (2) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- (3) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- (4) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第 13 条の 4）
- (5) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- (6) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 9）
- (7) 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- (8) 重要河川における知事に対する指示（法第 31 条）
- (9) 特定緊急水防活動（法第 32 条）
- (10) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- (11) 道に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

4 河川管理者の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- (2) 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）

5 気象庁（札幌管区气象台）の責任

- (1) 気象及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

6 居住者等の義務

- (1) 水防への従事（法第 24 条）
- (2) 水防通信への協力（法第 27 条）

7 水防協力団体の義務

- (1) 決壊の通報（法第 25 条）
- (2) 決壊後の処置（法第 26 条）
- (3) 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- (4) 業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条）

8 安全配慮

洪水時においては、自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。避難誘導や水防作業の際も、自身の安全は確保しなければならない。配慮すべき事項は次のとおり。

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため作業員を随時交代させる。
- (5) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (6) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、作業員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
- (7) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、避難方法、避難場所、避難を指示する合図等を事前に徹底する。
- (8) 出水期前に、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

第1節 水防組織

1 市の水防組織

水防に係りのある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水、内水のおそれがあると認められるときから水害洪水等のおそれがなくなると認められるときまで、市は、警戒体制をとり、水防に関する事務を処理する。

この際、市は、北広島市災害対策本部条例（昭和37年広島村条例第21号）の定めるところに準じ、北広島市水防本部（以下「水防本部」という。）により水防に関する事務（以下「水防事務」という。）を処理するものとし、水防事務の総括は、防災危機管理室（危機管理課）で行う。

なお、市に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部で水防事務を処理する。

2 防災会議

水防計画の調査及び審議は、法第32条第2項の規定に基づき、防災会議が行う。

3 水防本部の組織及び所掌事務

水防本部の組織及び所掌事務は、資料6のとおりとする。

4 消防機関の組織

消防本部の組織は、資料7のとおりである。

5 消防機関の水防分担区域

消防本部等の水防分担区域は、消防本部にあつては市全域とし、消防団にあつては次のとおりとする。ただし、消防長が必要と認めて指示したときは、分担区域以外の地域へ出動する。

地区名	分団名	担当河川名
東部 北広島団地	第1分団	千歳川、輪厚川、島松川、裏の沢川、音江別川、十線川、竹山川、南里川、ホロンベツ川
輪厚	第2分団	輪厚川、島松川、三別川、三島川、輪上川、輪葉川、仁井別川、ヤマベ川
大曲	第3分団	大曲川、立花川、大中川、農場川、中の沢川
西の里	第4分団	野津幌川、大曲川、裏の沢川、熊の沢川、西の里川、西の里学校川

資料編 ・水防本部の組織及び所掌事務（資料1）
 ・消防機関の組織（資料2）

第2節 大規模氾濫減災協議会

1 大規模氾濫減災協議会

(1) 国管理河川に係る大規模氾濫減災協議会

ア 国土交通大臣は、**法**第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するに必要な協議を行うための協議会（以下「大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織する。

(ア) 国土交通大臣

(イ) 北海道知事

(ウ) 当該河川の存する市の長

(エ) 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

(オ) 当該河川の河川管理者

(カ) 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長

(キ) 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他国土交通大臣が必要と認める者

イ 大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

ウ 大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(2) 道管理河川に係る北海道大規模氾濫減災協議会

ア 北海道知事は、**法**第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するに必要な協議を行うための協議会（以下「北海道大規模氾濫減災協議会」と呼ぶ）を次に掲げる者をもって組織する。

(ア) 北海道知事

(イ) 当該河川の存する市町村の長

(ウ) 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

(エ) 当該河川の河川管理者

(オ) 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する札幌管区気象台長

(カ) 当該河川の存する市町村に隣接する市町村の長、その他の北海道知事が必要と認める者

イ 北海道大規模氾濫減災協議会において協議が整った事項については、北海道大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

ウ 北海道大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、北海道大規模氾濫減災協議会が定める。

2 市が所属する大規模氾濫減災協議会

上記の規定に基づき、過去の出水の教訓を踏まえ、石狩川下流域等における堤防決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、平成29年7月5日をもって、石狩川下流域外減災対策協議会が設置され、本市も構成員となるとともに、当該協議会の千歳川外地域部会に属することとなった。

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所

水防管理者等は、重要水防箇所を中心として随時、市内の河川等の巡視を行うとともに、河川管理者と合同で巡視を行い、重要水防箇所等の実態を把握しておく。

本市内の河川等における重要水防箇所は資料3のとおりである。

資料編 ・ 重要水防箇所（資料3）

第4章 予報及び警報

第1節 水防活動に用いられる予報及び警報等

1 水防活動に用いられる予報及び警報等

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関等は、次のとおりである。

図表 水防活動用警報及び予報等

区 分	種 類	発表機関	摘 要
・ 気象予報警報 [法第10条第1項 気象業務法第14条の2第1項]	気象警報 気象注意報 洪水警報 洪水注意報	札幌管区気象台	一般向けの注意報・警報の発表をもって代える。
・ 洪水予報 [法第10条第2項 法第11条第1項 気象業務法第14条の2第2項 気象業務法第14条の2第3項]	警報・注意報・情報	北海道開発局 北海道 札幌管区気象台	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
・ 水防警報 (法第16条)	待機・準備・出動 指示・解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

第2節 気象庁が行う予報及び警報等

1 気象官署が発表又は伝達する注意報及び警報

気象官署の長は、法第10条第1項及び第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第1項、第2項及び第3項の規定により、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、道を通じ市（水防管理者）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報	内 容
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨等による水害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※ 一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

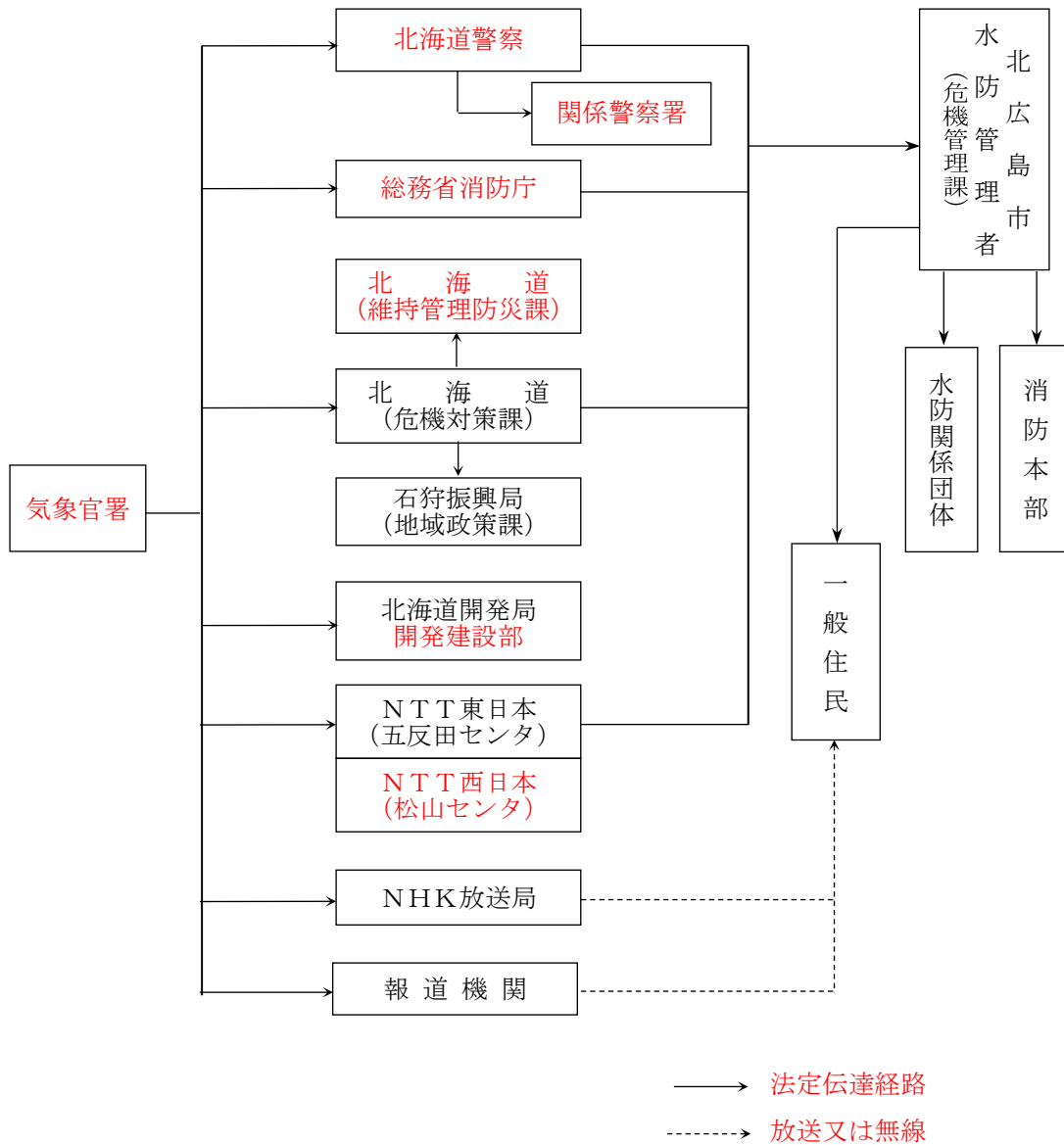
※ 特別警報、警報及び注意報の種類並びに発表基準（地域防災計画 資料編：資料6-3による）

（大雨警報・洪水警報等を補足する情報）

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予想値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

2 洪水警報等の伝達経路及び手段



第3節 洪水予報河川における洪水予報

1 種類及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。

また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町村長にその通知に係る事項を通知するものとする。

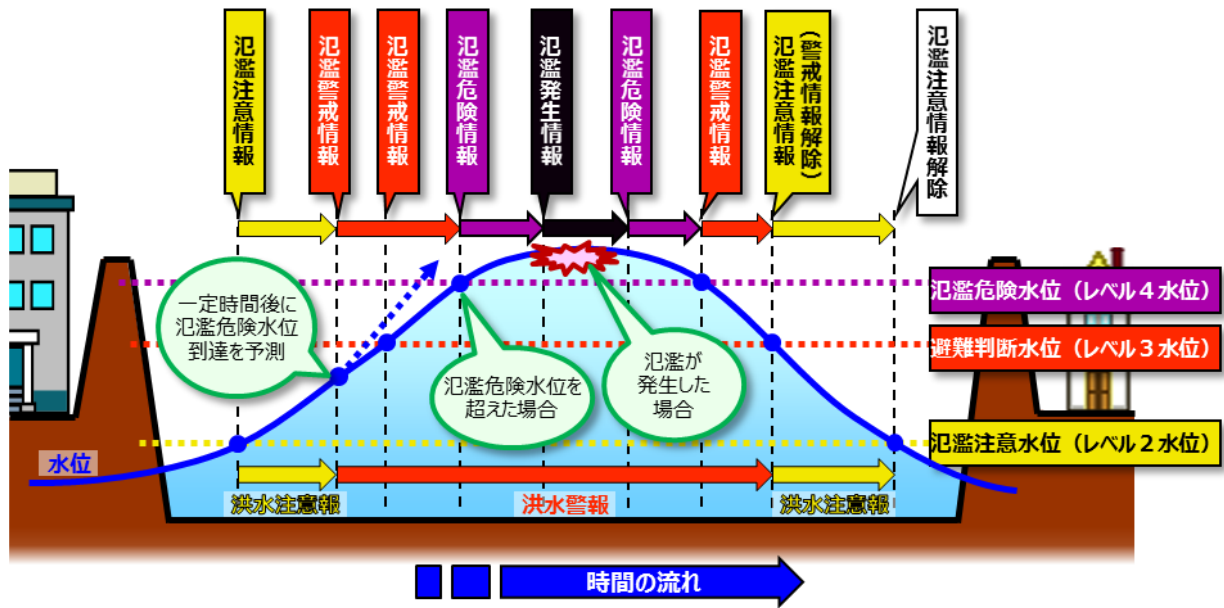
発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種 類	発 表 基 準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

(水位の危険度レベル、水位の名称等)

水位の危険度レベル	水位の名称	発表する洪水予報	市・住民に求める行動等
レベル5	氾濫の発生	氾濫発生情報	直ちに安全確保
レベル4（危険）	氾濫危険水位	氾濫危険情報	危険な場所から全員避難
レベル3（警戒）	避難判断水位	氾濫警戒情報	危険な場所から高齢者等は避難
レベル2（注意）	氾濫注意水位	氾濫注意情報	水防団出動
レベル1	水防団待機水位	(発表なし)	水防団待機

洪水予報の標題（種類）	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
〇〇川氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫の発生 （氾濫水の予報※）	氾濫水への警戒を求める段階 【警戒レベル5相当】
〇〇川氾濫危険情報 （洪水警報）	氾濫危険水位（レベル4水位）に到達	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階 【警戒レベル4相当】
〇〇川氾濫警戒情報 （洪水警報）	一定時間後に氾濫危険水位（レベル4水位）に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位（レベル3水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 【警戒レベル3相当】
〇〇川氾濫注意情報 （洪水注意報）	氾濫注意水位（レベル2水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階 【警戒レベル2相当】



2 洪水予報河川

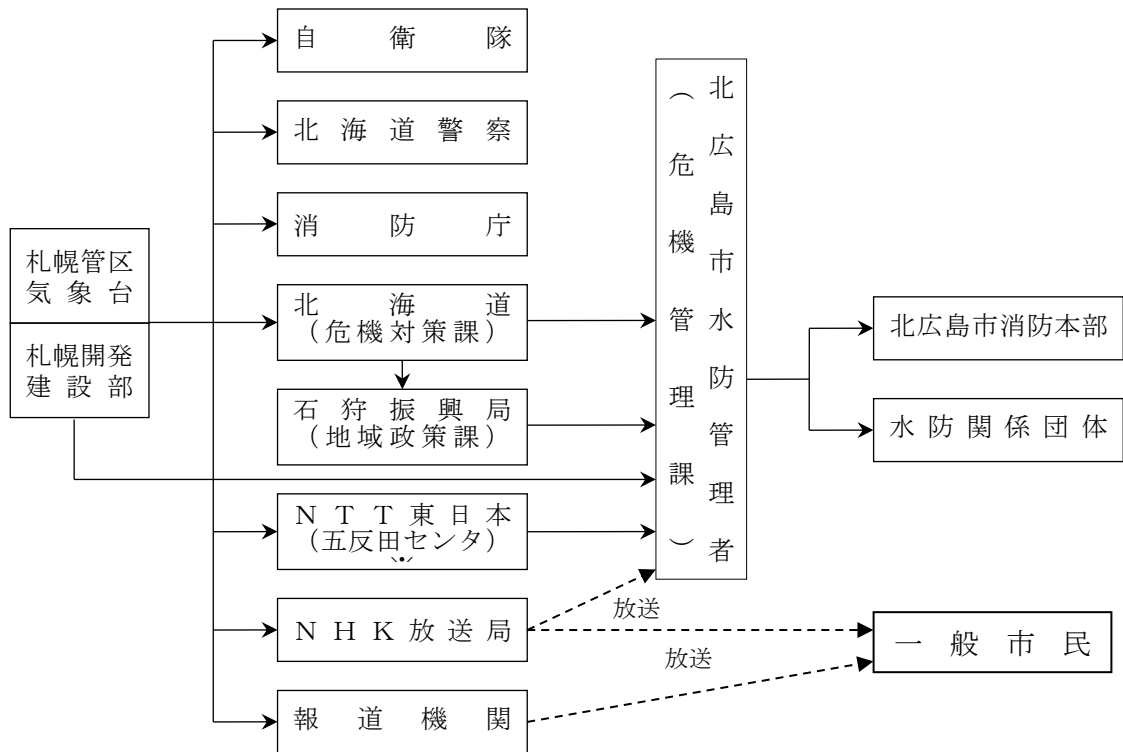
(1) 洪水予報の対象河川

国と気象庁が共同して洪水予報を行う河川は次のとおりである。

水系名	河川名	担 当
石狩川	千歳川	札幌管区气象台、北海道開発局札幌開発建設部

(2) 洪水予報の伝達経路及び手段

水防法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は次のとおりである。



(※印は警報発表時のみ)

——→ 法定伝達経路
 - - - - -> 放送又は無線

第4節 水位周知河川における水位到達情報

1 種類及び発表基準

知事は、指定した河川について、水位が氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させる。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む。）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行う。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき

2 道が行う水位到達情報の通知

(1) 水位周知河川

知事が水位到達情報の通知を行う指定河川は次のとおりである。

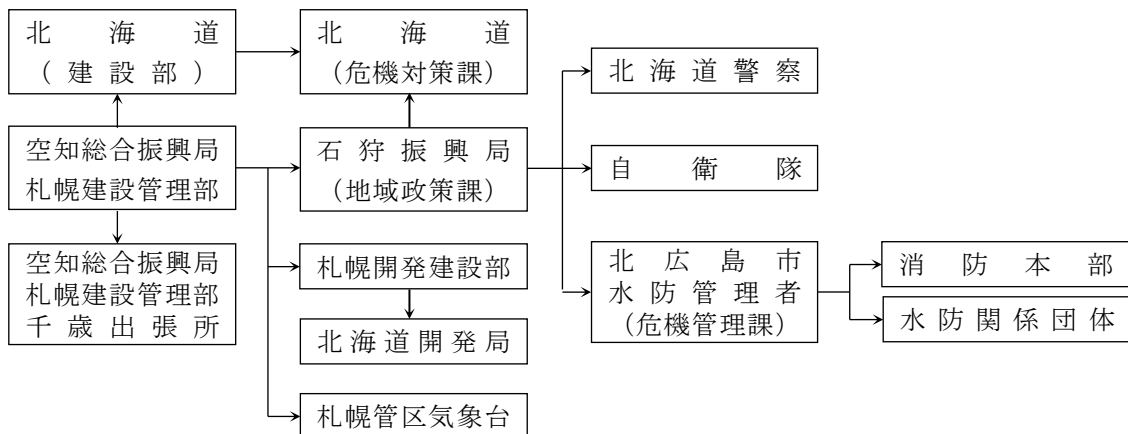
避難判断水位到達情報通知の実施責任者は、空知総合振興局長である。

水系名	河川名	担当
石狩川	輪厚川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部
石狩川	野津幌川	北海道空知総合振興局札幌建設管理部

3 水位到達情報の伝達経路及び手法

水防法に基づく水位到達情報の伝達経路及び手段は次のとおりである。

また、道では、北海道防災情報システムにより河川の水位情報をメール配信しているが、所管する観測所の水位が観測機器の誤作動等により異常値を配信した場合は、水位等通報系統図に定める関係機関に通知する。



第5節 水防警報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

2 洪水時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発表基準

道(知事)は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、市(水防管理者)に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	河川氾濫警戒情報等により、又は水位、流量、その他河川状況により、氾濫注意水位(警戒水位)を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水(水があふれる)・漏水・法崩(堤防斜面の崩れ)、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は既に氾濫注意水位(警戒水位)を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

第5章 水位等の観測、通報及び公表

第1節 水位の観測、通報及び公表

1 水位の観測所

本市に関連する水位観測所及びその水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）等は、下表のとおりである。

水位観測所

水系	河川	観測所名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位
		設置場所				
石狩川	千歳川	【裏の沢】	5.60m	6.40m	7.30m	7.80m
		道道栗山北広島線広幌橋 下流約50m				
	島松川	【島松】	11.76m	12.68m	—	13.50m
		道道江別恵庭線島松川橋 上流約750m、南部橋付近				
		【下島松】	9.80m	10.30m	—	—
	輪厚川	【輪厚】	12.52m	13.17m	13.37m	14.29m
		道道栗山北広島線大正橋 付近				
		【輪厚（局）】	8.45m	8.86m	9.61m	10.04m
	野津幌川	【南郷もみじ橋】	13.98m	14.70m	15.15m	15.45m
		北広島市・札幌市境から 下流約1.8km、JR新札幌 駅から西へ約700m				

水位計

水系	河川名	観測所名	水位系設置場所	氾濫開始 水位	危険水位	観測開始 水位
石狩川	音江別川	音江別川	北広島市富ヶ岡	0.00m	-0.60m	-1.72m
	裏の沢川	裏の沢川	北広島市北の里	0.00m	-0.96m	-1.97m
	仁井別川	仁井別川	北広島市島松	0.00m	-0.83m	-1.81m
	千歳川	KP19.0 右岸	北広島市東の里地先	0.00m	-1.12m	-4.45m
		KP14.2 左岸	北広島市北の里地先	0.00m	-1.30m	-4.50m
		KP16.6 左岸	北広島市共栄地先	0.00m	-1.16m	-3.85m
		KP16.9 左岸	北広島市共栄地先	0.00m	-1.36m	-7.32m
島松川	KP1.4 左岸	北広島市富ヶ岡地先	0.00m	-1.00m	-4.47m	

2 水位の通報

道及び北海道開発局は、所管する観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位を国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報する。

3 水位の公表

道及び北海道開発局は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び市町村向け「川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表するものとする。

情報システムによる河川水位の観測情報は、最短 10 分ごとに速報値として更新されている。

水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときの公表は、前記ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行うものとする。

気象庁

<https://www.jma.go.jp/>

国土交通省「川の防災情報」

<https://www.river.go.jp/>

国土交通省 市町村向け「川の防災情報」

<https://city.river.go.jp/>

（注：ID・パスワードにより利用）

4 障害時の措置

道及び北海道開発局は、所管する観測所の水位が、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、同ホームページのお知らせ画面へ欠測となることを掲載し、「水位等通報系統図」に定める関係機関に通報する。

障害等により水位の通報・公表ができない観測所を代替する観測所がある場合、また、通報・公表の代替手段を確保した場合は併せて関係機関等に周知する。

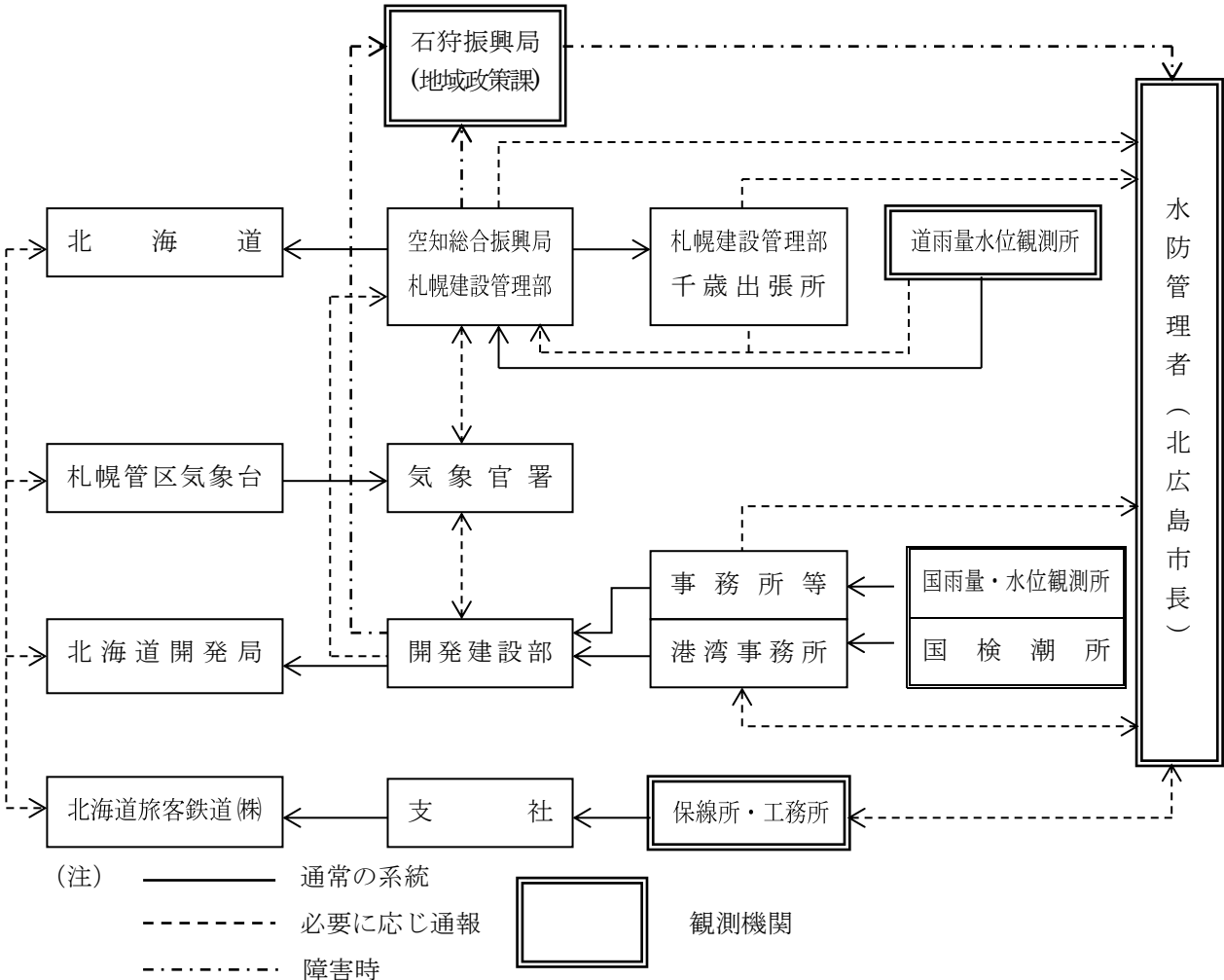
障害等の復旧もしくは通報・公表の代替手段を確保するまでの間、次の各号のいずれかに該当する時、通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これにより難しいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

- (1) 水防団待機水位（通報水位）に達したとき
- (2) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき
- (3) 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時
- (4) 氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき
- (5) 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき
- (6) 上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき

5 水位等通報系統図

道及び北海道開発局の水位等通報系統図は、次のとおりである。

図表 水位等通報系統図



第2節 雨量の観測及び通報

1 雨量の通報

道は所管する観測所の雨量を国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報する。

2 障害時の雨量の通報

道は、所管する観測所の雨量が次のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況を「水位等通報系統図」により関係機関に通報する。

通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

- (1) 降雨開始から24時間以内に60mm以上の降雨があったとき。
- (2) 1時間雨量が25mm（融雪期10mm）に達したとき。

第6章 気象予報等の情報収集

1 気象警報及び予報、雨量・水位情報等の収集

水防管理者又は水防に係る機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無に関わらずインターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努める。

水防管理者又は水防に係る機関は、水防活動の利用に適合する警報及び予報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている市町村向けの気象庁ホームページや国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオなどを活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努める。

(1) 市町村向け情報提供

名 称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「市町村向け川の防災情報」 (統一河川情報システム)	https://city.river.go.jp/	雨量・水位情報、レーダー、観測情報、水防警報、洪水予報等
気象庁ホームページ	http://www.jma.go.jp/	気象情報、解析雨量、 早期警戒情報 （警報級の可能性）、気象警報/注意報、アメダス、 雨雲の動き 、 今後の雨、キキクル（危険度分布） 、流域雨量指数の予想値等

(2) 一般向け情報提供

名 称	ホームページアドレス	提供情報
国土交通省 「川の防災情報」	https://www.river.go.jp/ http://i.river.go.jp/ （携帯電話用）	雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等
北海道防災情報 (防災対策支援システム)	http://www.bousai-hokkaido.jp/	気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス
札幌管区気象台ホームページ ※気象庁ホームページへのリンク	https://www.jma-net.go.jp/sapporo/	気象情報、解析雨量、 早期注意情報 （警報級の可能性）、気象警報/注意報、アメダス、 雨雲の動き 、 今後の雨、キキクル（危険度分布） 、 流域雨量指数の予測値 等
気象庁ホームページ	https://www.jma.go.jp/	

2 気象情報の種類

気象情報の種類は、次のとおりである。

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]・[中]の2段階で発表される。

当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

(2) 地方気象情報、府県気象情報

気象情報とは、気象業務法第11条及び気象官署予報業務規則第47条に明記されているとおり、観測結果や予報事項に関する情報を発表し、防災関係機関や住民が円滑な防災活動を実施できるよう、公衆の利便を増進することを目的とする情報。

気象の予報等について、**特別警報・警報・注意報**に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「**顕著な大雨に関する〇〇地方気象情報**」という表題の気象情報が**府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報**として発表される。

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の**二次細分区域**において、**キキクル（危険度分布）**の「非常に危険」（**うす紫**）が出現し、**かつ**数年に一度程度しか発生しないような**猛烈な雨（1時間降水量）**が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような**猛烈な雨**が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、**キキクル（危険度分布）**で確認する**必要がある**。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に**天気予報の対象地域と同じ発表単位**で発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が**天気予報の対象地域と同じ発表単位**で発表される。この情報の有効期間は、発表から**概ね1時間**である。

第7章 通信連絡

1 水防通信網の確保

(1) 通信連絡施設等の整備強化

市（水防管理団体）及び道は、水災時においても通信連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努める。

(2) 水防管理団体の通信連絡

市（水防管理団体）の通信連絡は、一般有線通信によるほか、地域防災無線、総合行政情報ネットワーク等の無線を用いて行う。

(3) 連絡責任者

市（水防管理団体）及び水防に関係する機関は、水防警報及び警報連絡等の重要性にかんがみ、連絡責任者を定め、その氏名をあらかじめ相互に通知しておく。

2 災害時優先電話による通信の利用

災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保するため、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話番号を利用する。

3 その他の通信施設の使用

法第27条第2項の規定により、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話、無線等の通信施設を使用することができる。

(1) 北海道総合行政情報ネットワーク

(2) 北海道警察本部通信施設

(3) 北海道旅客鉄道株式会社通信施設

(4) 北海道電力株式会社通信施設

(5) 北海道開発局通信施設

(6) 第一管区海上保安本部通信施設

(7) 自衛隊通信施設

4 通信連絡系統

水防を実施するための関係機関との通信連絡系統は、資料1のとおりである。

資料編 ・ 水防に関する機関との通信連絡系統（資料4）

第 8 章 水防施設及び輸送

第 1 節 水防倉庫及び水防資機材

1 水防資機材の保有状況調査

市長（水防管理者）は、水防資機材の確保のため、その区域内において水防資機材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資機材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておく。

2 国又は道有水防資機材の使用

市長（水防管理者）は、備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、道の備蓄資機材又は国の応急復旧用資機材を振興局長、開発建設部長の承認を受けて使用することができる。

なお、振興局長及び開発建設部長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。

3 水防資機材の備蓄

市長（水防管理者）は水防作業の実施に伴う水防資機材を備蓄する。本市における水防資機材の備蓄場所及び備蓄状況は資料 2、建設業者の水防機材の保有状況は資料 3 のとおりである。

なお、備蓄する資機材に不足が生じたときは、必要に応じ発注調達するとともに、河川管理者へ応急復旧資機材又は備蓄資機材の貸与を要請する。

資料編	・ 水防資機材の保有状況（資料 5）	・ 建設業者等水防機材保有状況（資料 6）
-----	--------------------	-----------------------

4 水防用土砂の堆積

市長（水防管理者）は、水防活動の実施に必要な土砂を調査し、必要な箇所に土砂を堆積しておく。本市における水防用土砂の堆積場所は、次のとおりとする。

- ・ 堆積場所：北広島河川防災ステーション敷地内（北広島市共栄 586 番地）

第 2 節 輸送の確保

1 輸送の確保

市長（水防管理者）は、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を指定し、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておく。

2 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、地域防災計画（一般災害対策編）「第 5 章 第 14 節 輸送計画」に定めるところにより必要な措置を講ずる。

第9章 水防活動

第1節 市の水防配備

1 市の非常配備体制

市は、水防に関する警報・注意報等により、洪水、内水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、次による非常配備体制により、水防事務を処理する。

なお、市に災害対策本部が設置されたときは、直ちに北広島市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づく非常配備体制により処理する。

(1) 市の非常配備基準

地域防災計画に定める警戒・非常配備体制の基準に準ずる。

種別	配備時期	活動内容	配備職員	備考
第1警戒配備	(1) 震度3の地震が発生したとき。 (2) 気象業務法に基づく警報が発表されたとき。 (3) その他市長が必要と認めたとき。	(1) 災害情報の収集 (2) 市有施設の警戒巡視	防災班 消防班 市有施設管理 担当部署	
第2警戒配備	(1) 震度4の地震が発生したとき。 (2) 気象業務法に基づく警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 (3) その他市長が必要と認めたとき。	(1) 災害情報の収集と伝達 (2) 防災関係機関との連絡調整 (3) 災害危険地及び市有施設の警戒巡視 (4) 災害応急対策 (5) 非常配備体制への移行準備	防災班 建設班 水道班 下水道班 消防班 市有施設管理 担当部署 災害対策本部に定められた本部員及び各班の班長	
非常配備	(1) 震度5弱以上の地震が発生したとき。 (2) 本市に、気象業務法に基づく特別警報が発表されたとき。 (3) 本市に、気象業務法に基づく警報が発表され、市長が総合的な災害対策を実施する必要があると認めたとき。 (4) 市の区域内で、大規模な火災、爆発その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が総合的な災害対策を実施する必要があると認めたとき。	(1) 災害情報の収集及び伝達の強化 (2) 防災関係機関との密な連絡調整 (3) 災害応急対策	全職員	災害対策本部の設置

注 被害の状況等により、上記基準により難しいと認められる場合は、臨機応変の配備体制をとる。

(2) 消防本部の非常配備基準

種別	配備の時期	配備内容
待機	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防警報指定河川に水防警報（待機）が発令されたとき。 2 大雨警報、大雨特別警報又は洪水警報の発令により、又は河川等の状況により、待機を必要と認めたとき。 3 市長（水防管理者）から待機の指示を受けたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 状況に応じ直ちに出勤できるよう非番の職員に対し自宅待機を指示する。 2 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒を行うこと。 3 予想される災害の状況程度によって一部の職員又は団員を招集し、隊の増強を行うこと。
準備	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防警報指定河川に水防警報（準備）が発令されたとき。 2 千歳川洪水注意報が発令されたとき。 3 大雨警報、大雨特別警報又は洪水警報の発令により、又は河川等の状況により、水防活動の準備を必要と認めたとき。 4 市長（水防管理者）から出勤準備の指示を受けたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 非番消防職員の半数及び消防団員の半数を招集し、隊の編成を行うこと。 2 水防本部に連絡員を派遣し、連絡情報の収集に務めること。 3 出勤車両の点検整備及び救命ボートの組立整備を行うこと。 4 水防資機材及び各隊装備機材の整備及び準備を行うこと。 5 出勤の場合の順路検討及びこれに伴う対策を確認すること。 6 重要水防区域、その他水防上注意を要する箇所の非常監視警戒の強化を行うこと。
出勤	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防警報指定河川に水防警報（出勤）が発令されたとき。 2 千歳川洪水警報が発令され、又は雨量、水位、流量その他の状況により警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 3 大雨警報、大雨特別警報又は洪水警報が発令され、又は雨量、水位、流量その他の状況により堤防の溢水、決壊等のおそれがあるとき。 4 市長（水防管理者）から出勤の指示を受けたとき。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防職員及び団員の全部を招集し、隊の編成を行い、現地に出動し、水防活動及び避難救助活動を行うこと。

2 非常配備を指令したときの措置

市長（水防管理者）は、非常配備を指令したときは、水防関係機関に通知するとともに、道（石狩振興局長）に報告する。

第2節 巡視及び警戒

1 平常時

市長（水防管理者）、消防長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時市内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求める。

上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に報告する。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者等に報告する。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができる。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

巡視責任者は、次のとおりとする。

地区	担当河川等	巡視担当部	巡視責任者
東部 ・ 北広島 団地	千歳川、輪厚川（中の沢川合流点まで）、島松川（仁井別川合流点まで）、裏の沢川、音江別川、十線川、竹山川、南里川、ホロンベツ川等	建設部	都市整備課長
輪厚 ・ 大曲 ・ 西の里	輪厚川、島松川、野津幌川、三別川、三島川、輪上川、輪葉川、仁井別川、ヤマベ川、大曲川、立花川、大中川、農場川、中の沢川、熊の沢川、西の里川、西の里学校川等	建設部	土木事務所長

2 出水時

水防管理者等は、非常配備を指令したときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所（第3章参照）を中心として巡視する。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、振興局長及び河川等の管理者に連絡する。ただし、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第7節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- (1) 堤防から水が溢れるおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

3 樋門・樋管等の操作

樋門・樋管等の管理者（以下「施設管理者」という。）は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉操作を行う。なお、施設管理者は、あらかじめ水門・樋門操作要領を作成し、操作担当責任者等に周知徹底を図り、門扉の操作等について支障のないようにする。

操作要領には、次のことを定め、水防管理者に提出する。

- (1) 目的
- (2) 門扉の維持管理
- (3) 門扉の開閉取扱者
- (4) 門扉の閉鎖時期
- (5) 閉鎖の通報
- (6) 閉鎖作業
- (7) 門扉の開く時期
- (8) 開放作業

(9) 作業完了の報告

(10) その他

4 樋門・樋管等の設置場所

本市内に設置されている樋門・樋管等の設置場所、施設管理者等は、資料4のとおりである。

資料編 ・ 樋門・樋管等の管理状況一覧（資料）

第3節 水防作業

1 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施する。

その際、水防団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断した時には、自身の避難を優先する。

市長（水防管理者）は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

2 水防工法

水防区域における水防工法の種類は、資料8のとおりとする。

資料編 ・ 水防工法の種類（資料8）

第4節 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに市長（水防管理者）から委任を受けた者は、一般交通の用に供しない通路又は公共の用の供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補填

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第5節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属するものは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があ

ったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第6節 避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか地域防災計画（一般災害対策編）「第5章 第4節 避難対策計画」の定めるところによる。

1 避難及び立退きの指示

- (1) 法第29条の規定に基づき、市長（水防管理者）は、洪水、内水により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示する。なお、市長（水防管理者）が立退きを指示する場合においては、厚別警察署長にその旨を通知する。
- (2) 市長（水防管理者）は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を石狩振興局長に速やかに報告する。
- (3) 市長（水防管理者）は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておく。

2 警察官の避難の指示

警察官は、市長（水防管理者）が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長（水防管理者）から要求があったときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示する。なお、警察官が立退きを指示する場合においては、市長（水防管理者）に通知する。

3 避難場所の指定及び避難者等の輸送

避難場所の指定及び避難者等の輸送は、地域防災計画（一般災害対策編）「第5章 第4節 避難対策計画」及び「同章 第14節 輸送計画」に定めるところによる。

第7節 決壊通報

1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、市長（水防管理者）及び消防長又は水防協力団体の代表者は、直ちに次の機関等へ通知する。

通報を受けた河川管理者は、水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。

河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

- (1) 厚別警察署長（警備課）011-896-0110
- (2) 北海道開発局札幌開発建設部長（千歳川河川事務所）0123-24-1114
- (3) 北海道空知総合振興局 札幌建設管理部長（千歳出張所）0123-23-4191
- (4) 北海道石狩振興局長（地域政策課）011-204-5818
- (5) 札幌市長（消防局 防災課）011-215-2090

- (6) 江別市長（危機対策・防災担当）011-382-4141
- (7) 千歳市長（危機管理課）0123-24-3131
- (8) 恵庭市長（基地・防災課）0123-33-3131
- (9) 長沼町長（総務政策課）0123-88-2111
- (10) 南幌町長（総務課）011-378-2121
- (11) 一般市民

2 決壊・越水後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、市長（水防管理者）、消防長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

第7節 水防配備の解除

1 道の非常配備の解除

知事は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めるときは、水防の非常配備態勢を解除し、これを関係機関に通知するものとする。

2 水防管理団体の非常配備の解除

(1) 水防危機管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般市民に周知するとともに関係機関に通知する。

なお、配備を解除したときは、石狩振興局長を通じ知事に報告する。

(2) 水防団及び消防機関の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。

また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 10 章 水防信号、水防標識等

第 1 節 水防信号

1 水防信号

知事が定める水防信号は、次のとおりである。

なお、地震による堤防の漏水及び沈下等の場合は、下記に準じて取り扱う。

図表 水防信号

区分	方法	サイレン信号	摘要
第 1 信号		● - 休止 - ● - 休止 - ● - 休止 5秒 - 15秒 - 5秒 - 15秒 - 5秒 - 15秒	氾濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせる信号。
第 2 信号		● - 休止 - ● - 休止 - ● - 休止 5秒 - 6秒 - 5秒 - 6秒 - 5秒 - 6秒	水防団及び消防本部に属する者の全員が出動すべきことを知らせる信号。
第 3 信号		● - 休止 - ● - 休止 - ● - 休止 10秒 - 5秒 - 10秒 - 5秒 - 10秒 - 5秒	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる信号。
第 4 信号		● - 休止 - ● - 休止 1分 - 5秒 - 1分 - 5秒	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる信号。

(備考) 1. 信号は、適宜の時間継続すること。

2. 危険が去ったときは口頭、電話、防災行政無線、広報車等により周知すること。

第 2 節 水防標識

1 知事の定める水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。



2 市長（水防管理者）から委任を受けた者が着用する水防活動用の標識は、市地域防災計画の定めを準用する。

第 11 章 協力及び応援

1 水防管理団体相互間の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、市長（水防管理者）は、次の水防管理者又は市町村長若しくは消防庁に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者又は市町長若しくは消防庁は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者は、応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

市町名	市役所・役場	消防本部
札幌市	011-211-2111	011-215-2090
江別市	011-382-4141	011-382-5432
千歳市	0123-24-3131	0123-23-3062
恵庭市	0123-33-3131	0123-33-5191
長沼町	01238-8-2111	南空知消防組合 (所在 栗山町) 0123-72-1835
南幌町	011-378-2121	
北広島市	011-372-3311	011-373-2321

2 河川管理者の協力及び援助

河川管理者（北海道開発局長又は知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

(1) 河川管理者の協力

ア 水防管理団体に対して、河川に関する情報（管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTV の映像、ヘリ巡視の画像）の提供

イ 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示

ウ 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき（氾濫発生情報を発表する場合を除く。）、河川管理者による関係者及び一般への周知

- エ 重要水防箇所の合同点検の実施
 - オ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
 - カ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
 - キ 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報または資料を収集し、及び提供するための職員の派遣（リエゾンの派遣）
- (2) 河川管理者の援助
- ア 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
 - イ 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
 - ウ 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
 - エ 水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請
- 3 下水道管理者の協力
- 下水道管理者（知事及び市長）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。
- ア 水防管理団体に対して、下水道に関する情報（ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報）の提出
 - イ 水防管理団体に対して、氾濫が想定される地点の事前提示
 - ウ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
 - エ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
 - オ 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣（リエゾンの派遣）

4 警察との協力応援

警察との協力応援は、地域防災計画（一般災害対策編）「第 5 章 第 12 節 災害警備計画」の定めるところによるほか、市長（水防管理者）又は消防長が協力応援を求めるにあたり、法に規定されている事項は、次のとおりである。

- (1) 警戒区域の設定、監視 法第 21 条第 2 項
- (2) 警察官の出動 法第 22 条
- (3) 警察通信施設の使用 法第 27 条第 2 項

5 自衛隊の派遣要請

市長（水防管理者）は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、地域防災計画（一般災害対策編）「第 5 章 第 6 節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき、知事（石狩振興局長）に対して派遣を要請することができる。

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第12章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

1 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担する。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。

2 利益を受ける市町村の費用負担

法第42条第1項の規定により、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担する。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

第2節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、市長（水防管理者）又は消防長は水防の現場において次の権限を行使することができる。また、市長（水防管理者）から委任を受けた者は(1)から(4)（(2)における収用を除く。）の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用又は収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証

公用負担の権限を行使する者はその身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合には、これを提示しなければならない。

<p>第 号</p> <p>公用負担権限委任証</p> <p style="text-align: center;">住 所 職 名 氏 名</p> <p>上記の者に 区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使について委任したことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">委任者 氏名 印</p>

(縦 9 cm、横 6 cm)

- 3 公用負担の権限を行使する者は、次に定める**公用負担命令票**を 2 通作成し、その 1 通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する。

<p>第 号</p> <p>公 用 負 担 命 令 書</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名</p> <p>水防法第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。</p> <p>1 目的物 (1) 所在地 (2) 名称 (3) 種類 (4) 数量</p> <p>2 負担内容 (使用・収用・処分等について詳記すること。)</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">命令者 職 氏名 印</p>
--

(日本産業規格 A 4 版)

4 損失補償

市（水防管理団体）は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、法第 28 条第 2 項の規定により、時価によりその損失を補償しなければならない。

第13章 水防報告

1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を速やかに石狩振興局長に報告する。

(水防活動報告書)

水防活動実施報告書

年 月 日

作成者

出水の状況									
水防実施個所									
日 時									
出 動 人 員	水防団員	消防団員	その他	合 計					
	人	人	人	人					
水防作業の概要及び工法	箇所 m 工 法								
水防の結果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人	
使 用 資 機 材	カマス、俵					居住者の			
	万年、土俵					出場状況			
	な わ					水防関係者の			
	丸 太					死 傷			
	そ の 他					雨量水位の			
水防活動に関する事項評価									
自己評価									
備 考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

○年台風○号における水防活動
(北海道北広島市消防団・○年○月○日～○日)

○概 要

北広島市消防団は、○年○月○日、台風○号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ○部隊○名が出動。市内では、1 時間雨量 100mm を超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出 動 延人数	主な活動内容
○/○ ～○/○ 約 12 時間	約○名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み (300 袋) ・避難誘導 (20 世帯) ・排水作業 (3 件)

水防活動又は
被害状況写真

○○川左岸 (○○地先)
堤防巡視

水防活動又は
被害状況写真

○○川左岸 (○○地先)
土のう積み工法

水防活動又は
被害状況写真

○○川右岸 (○○地先)

水防活動又は
被害状況写真

○○地区の浸水被害
(月の輪工法)

水防活動実施箇所
地 図

第14章 水防訓練

1 水防管理団体の水防訓練

市（水防管理団体）は、毎年1回以上なるべく出水期前に、消防職員及び消防団員及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図る。

また、水防管理団体が主催する水防研修や開発建設部が主催する水防技術講習会へ消防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

2 道の水防訓練

道は、関係機関とともに北海道地域防災計画の定めるところにより、水防訓練を含めた防災総合訓練を実施するほか、水防警報伝達等の通信訓練を実施するものとする。

また、水防管理団体及び水防団、消防機関を対象とする水防に関する技能訓練を実施し、水防体制の強化を図るものとする。

第 15 章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水防止のための措置

1 浸水想定区域の指定状況

北海道開発局長及び知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

2 内水浸水想定区域の指定状況

知事又は市長は、氾濫した場合に浸水が想定される区域を内水浸水想定区域（法第 14 条の 2 に規定される雨水出水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、道については関係市町村長に通知するものとする。

3 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

市防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- (1) 洪水予報、水位到達情報、その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水の伝達方法
- (2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- (3) 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市長が行う、洪水、内水に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - イ 大規模な工場その他の施設（アに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申し出のあった施設に限る。）
- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

4 洪水、内水ハザードマップ等の配布等

市長は、市地域防災計画において定められた上記 3 に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域については、同法第 8 条第 3 項に規定する事項）を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じる。

5 予想される水災の危険の周知等

市長は、洪水予報河川及び水位周知河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市長に報告するものとする。

さらに、自衛水防組織を置くよう努める。

市は、市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定める。

法第 15 条の 3 により、市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保及び浸水防止計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。さらに、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果について、助言又は勧告をすることができる。

7 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第 15 条第 1 項の規定により、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。

市は、市地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定める。

8 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地域である。

資料編 ・ 千歳川洪水ハザードマップ（資料 9） ・ 輪厚川洪水ハザードマップ（資料 10）

第 16 章 指定水防管理団体の水防計画

1 指定水防管理団体の水防計画

市長（指定水防管理団体の水防管理者）は、北海道水防計画に応じた水防計画を定め、毎年出水期までに、市防災会議に諮り、知事に遅滞なく届け出るものとする。

2 水防計画の公表

市長（指定水防管理団体の水防管理者）は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努める。

3 水防管理団体の水防計画作成要領

市長（指定水防管理団体の水防管理者）の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資機材、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、水防計画作成の手引き（水防管理団体版）を参考にして作成する。

